



長野県報

10月30日(木)
平成20年
(2008年)
第2012号

目次

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…………… 2

告示

学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類の一部改正（情報公開・私学課）…………… 2

土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正（農地整備課）…………… 2

森林造成事業補助金交付要綱の一部改正（森林づくり推進課）…………… 3

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区域内の特別保護地区の指定（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）…………… 4

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の存続期間の更新（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）…………… 4

野尻鳥獣保護区の区域の変更（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）…………… 8

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく休猟区の指定（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）…………… 8

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定猟具使用禁止区域の指定（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）…………… 9

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）……………10

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）……………10

政治資金規正法事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）……………11

公告

一般競争入札（障害福祉課）……………12

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）……………12

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（産業政策課）……………13

建築基準法に基づく公開による意見の聴取（建築指導課）……………15

一般競争入札（病院事業局）……………15

一般競争入札（道路管理課）……………16

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課）……………16

一般競争入札（交通政策課）……………17

一般競争入札（特別支援教育課）……………18

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年10月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「情報公開・私学課の法務係長並びに法務系の条例案の審査を担当する担当係長、主査、主任及び主事」を「情報公開・私学課の法務係長並びに法務系の条例案の審査を担当する担当係長、主査、主任及び主事 病院事業局の経営企画を担当する班の班長、人事制度を担当する班の班長及び財務制度を担当する班の班長並びに人事制度を担当する班の担当係長、主査、主任及び主事」に改める。

附則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

人事委員会事務局

告示

長野県告示第591号

学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類(平成12年長野県告示第582号)の全部を次のように改正し、平成20年10月30日から施行します。

平成20年10月30日

長野県知事 村井仁

学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類

第1条 私立学校法(昭和24年法律第270号)第26条第1項の規定により、長野県知事の所轄に属する同法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項に規定する法人(以下この条において「学校法人等」という。)の行うことのできる収益事業(当該学校法人等の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
(3) 規模が当該学校法人等の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
(4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
(5) 当該学校法人等の設置する学校の教育に支障のあるもの
(6) その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営さ

れるもの

第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
(2) 漁業
(3) 鉱業、採石業、砂利採取業
(4) 建設業
(5) 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
(6) 電気・ガス・熱供給・水道業
(7) 情報通信業
(8) 運輸業、郵便業
(9) 卸売業、小売業
(10) 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
(11) 不動産業(「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業
(12) 学術研究、専門・技術サービス業
(13) 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)
(14) 生活関連サービス業、娯楽業(「遊戯場」に関するものを除く。)
(15) 教育、学習支援業
(16) 医療、福祉
(17) 複合サービス事業
(18) サービス業(他に分類されないもの)

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

情報公開・私学課

長野県告示第592号

土地改良事業等補助金交付要綱(昭和41年長野県告示第591号)の一部を次のように改正し、平成20年度の補助金から適用します。

平成20年10月30日

長野県知事 村井仁

別表の公共事業の項中

Table with 5 columns: 団体営かんがい排水事業, 地域用水機能増進基本計画に基づき行われる次に掲げる事業, 同上, 10分の6以内, 同上. Includes sub-points (1) and (2) for the second column.

を